

議案第26号

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の
一部改正について

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年3月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の
一部を改正する条例

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 天理市道路占用料に関する条例(昭和29年9月天理市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用の種類	単位	占用料(円)	摘要
第一種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	510	組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。
第二種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		790	
第三種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,100	
第一種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		460	
第二種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		730	
第三種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,000	
その他の柱類		46	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	
地下電線その他地下に設ける線類		3	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	450	

地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	270	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	910	
郵便差出箱			380	
地下埋設物類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270	
	外径が1メートル以上のもの		550	
アーケード		占用面積1平方メートルにつき1年	910	日覆を含む。
地下街及び地下室			近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額	階数が1のもの
通路	上空に設けるもの		930	こ道橋を含む。
	地下に設けるもの	560		
	その他のもの	910	橋その他これに類	

					する施設を含む。
	板囲、足場、柵等の工 用施設類			190	
	仮設建築物		占用面積1平方メ ートルにつき1月	190	工 用資材置場、 盤台、露店その他 これらに類するも の
広 告 物 類	看 板	一時的に設 けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	190	添 加 廣 告 物 を 含 む。
		その他のも の	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,900	
	旗 ざ お	一時的に設 けるもの	1本につき1日	19	
		その他のも の	1本につき1月	190	
	ア ー チ	車道を横断 するもの	1基につき1月	1,900	
		その他のも の		930	
	廣 告 塔		表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,900	
	標 識		1本につき1年	730	
トンネルの上又は高架の 道路の路面下（当該路面 下の地下を除く。）に設け るもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	近傍類似の土 地の時価に 0.016を乗じ て得た額	倉 庫、店舗その他 これらに類するも の	
その他前各項により難い 占用		—	前各項に準じ て市長が定め る額		

(天理市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 天理市法定外公共物管理条例（平成16年9月天理市条例第19号）の一
部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	単位	占用料（円）
電柱、電線、第1種電柱並びにその支		510

変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	柱、支線柱及び支線		
	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		790
	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,100
	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	460
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		730
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,000
	その他の柱類並びにその支柱、支線柱及び支線		46
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		910
	郵便差出箱		380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190	
外径が0.7メートル以上		270	

	1メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		550
通路	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	930
	地下に設けるもの		560
	通路橋及び進入路		230
広告物類	看板（一時的に設けるもの）	表示面積1平方メートルにつき1月	190
	看板（その他のもの）	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	旗ざお（一時的に設けるもの）	1本につき1日	19
	旗ざお（その他のもの）	1本につき1月	190
板囲、足場、柵等の工事用施設類		占有面積1平方メートルにつき1月	190
その他前各項により難い占有		—	前各項に準じて市長が定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。